

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号。以下「条例」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(規則で定める適正処理困難一般廃棄物)
- 第2条 条例第2条第3号に規定する適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものは、別表のとおりとする。
(一般廃棄物処理計画)
- 第3条 一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理についての基本方針、目標年次、排出状況、処理主体及び処理計画について策定し、告示するものとする。
2 一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物の処理について、4月1日から翌年3月31日までを1事業年度として、一般廃棄物の種類別にその収集、運搬及び処分の方法その他処理に必要な計画を定め、事業年度の初めに告示するものとする。
3 前2項の計画に著しい変更があった場合は、その都度告示するものとする。
4 前3項の告示は、那覇市公報により行うものとする。
(市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲)
- 第4条 条例第22条で規定する市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、1日に排出する量が250キログラム又は1立方メートル以上のものとする。
(市民が排出する多量の一般廃棄物)
- 第5条 条例第23条で規定する規則で定める多量の一般廃棄物は、引っ越し等により排出されたものとする。
(市長が指定する者)
- 第6条 条例第23条の2に規定する市長が指定する者は、市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者とする。
(資源化物収集運搬禁止行為指導員)
- 第7条 条例第35条及び第36条に規定する過料の処分に係る事務その他の資源化物の収集又は運搬の禁止に関する事務を行わせるため、資源化物収集運搬禁止行為指導員(以下「指導員」という。)を置く。
2 指導員は、市長が任命する。
3 指導員は、第1項の事務に従事するときは、資源化物収集運搬禁止行為指導員証(第1号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(勧告)
- 第8条 条例第23条の3第2項の勧告は、資源化物収集運搬禁止行為是正勧告書(第2号様式)を交付することにより行うものとする。
(命令)
- 第9条 条例第23条の4各項の規定による命令は、資源化物収集運搬禁止行為是正命令書(第3号様式)を交付することにより行うものとする。
(弁明の機会の付与)
- 第10条 市長は、条例第35条及び第36条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、告知書(第4号様式)により、その旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。
2 前項の弁明は、市長が特に口頭で行うことを認める場合を除き、弁明書(第5号様式)を提出して行わなければならないものとする。
(過料処分)
- 第11条 条例第35条及び第36条の規定により過料の処分をしようとするときは、資源化物収集運搬禁止行為過料処分書(第6号様式)を交付することにより行うものとする。
2 前項に規定する過料の納期限は、当該処分の日属する月の翌月の末日とする。
(事前協議を要する共同住宅等)
- 第12条 条例第24条で規定する規則で定める共同住宅は、5戸以上の共同住宅とする。
2 条例第24条の規定による事前協議をしようとする者は、共同住宅建設時の事前協議書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
3 市長は、前項の協議書の提出があった場合において、その協議が調ったときは、共同住宅建設時の事前協議済証(第8号様式)を交付するものとする。
(大規模事業所等)
- 第13条 条例第25条に規定する規則で定める大規模事業所又は建築物は、次のとおりとする。
(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物
(2) 500平方メートルを超える店舗面積(小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理事業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。)を有する店舗
(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
(4) その他市長が指定する事業所又は建築物
(一般廃棄物減量化計画等の届)
- 第14条 条例第25条に規定する一般廃棄物の減量化計画の届出は、大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書(第9号様式)により、毎年2月末日までに行わなければならない。
2 条例第25条に規定する一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第10号様式)により行わなければならない。
(一般廃棄物減量化計画作成等勧告書)
- 第15条 条例第26条第1項の規定による勧告は、一般廃棄物減量化計画(作成・実施)・一般廃棄物管理責任者選任勧告書(第11号様式)により行うものとする。
(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告)
- 第16条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を排出する事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況の報告を特別管理一般廃棄物処理状況報告書(第12号様式)により、毎年2月末日までに行わなければならない。
(特定家庭用機器廃棄物収集運搬料金)
- 第17条 条例別表の2, 625円以内で規則で定める額は、次のとおりとする。
(1) 250リットル以上の内容積を有する電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の廃棄物 2,000円
(2) その他の特定家庭用機器廃棄物 1,500円
(回収再資源化料金の定めのないパーソナルコンピュータの収集運搬等手数料)
- 第18条 条例別表の回収再資源化料金との均衡を考慮して規則で定める額は、次のとおりとする。
(1) デスクトップ型パーソナルコンピュータ本体 4,200円
(2) ノートブック型パーソナルコンピュータ 4,200円
(3) ブラウン管式ディスプレイ 5,250円
(4) ブラウン管式一体型パーソナルコンピュータ 5,250円
(5) 液晶ディスプレイ 4,200円
(6) 液晶ディスプレイ一体型パーソナルコンピュータ 4,200円
(手数料の減免申請)
- 第19条 条例第29条の規定による一般廃棄物処分等手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。
2 市長は、前項の申請に対し一般廃棄物処分等手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認書(第14号様式)を交付するものとする。
3 市長が特別の事情があると認めるときは、第1項の申請書の提出及び前項の承認書の交付を省略することができる。
(手数料の徴収方法)
- 第20条 条例第30条に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。
(1) 市が収集する一般廃棄物の処理に係る手数料については、市の指定するごみ袋、粗大ごみ処理券又は適正処理困難物処理券を交付する際、現金を徴収する。
(2) 一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分に係る手数料については、1月ごとにまとめて、搬入の日の属する月の翌月の末日までに納入通知書により徴収する。
(3) 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬及び使用済パーソナルコンピュータ(事業活動に伴って生じたものを除く。)の収集運搬等に係る手数料については、受付の際、納入通知書により徴収する。
2 市長が適当と認めるときは、前項に規定する方法以外の方法により手数料を徴収することができる。
3 市長は、第1項第1号の徴収事務を私人に委託することができる。
(ごみ袋等の規格)
- 第21条 前条第1項第1号のごみ袋、粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。

区分	規格(単位 ミリメートル)	
	縦	横
指定ごみ袋 大(取っ手付き)	860(取っ手部分を含む。)	670(まち部分を含む。)
指定ごみ袋 大	800	650
指定ごみ袋 中(取っ手付き)	780(取っ手部分を含む。)	500(まち部分を含む。)
指定ごみ袋 中	700	500
指定ごみ袋 小(取っ手付き)	650(取っ手部分を含む。)	400(まち部分を含む。)
指定ごみ袋 小	600	400
指定ごみ袋 特小	500	350
粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券	70	140

- (身分を示す証明書)
- 第22条 条例第32条第2項に規定するその身分を示す証明書の様式は、第15号様式のとおりとする。
(一般廃棄物処理業の許可申請書)
- 第23条 法第7条第1項又は第2項の許可又は許可の更新に係る申請は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第16号様式)により行わなければならない。
2 法第7条第6項又は第7項の許可又は許可の更新に係る申請は、一般廃棄物処分業許可申請書(第17号様式)により行わなければならない。
3 法第7条の2第1項の許可に係る申請は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第18号様式)により行わなければならない。
(運搬施設等の検査)
- 第24条 前条の規定による申請を行った者は、業務に使用する運搬施設、処理施設等について市長が行う検査を受けなければならない。
(一般廃棄物処理業の許可証)
- 第25条 市長は、第23条第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第19号様式)を交付するものとする。
2 市長は、第23条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第20号様式)を交付するものとする。
3 市長は、第23条第3項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証(第21号様式)を交付するものとする。
(一般廃棄物処理業廃止変更届)
- 第26条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(第22号様式)により行わなければならない。
(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)
- 第27条 第25条に規定する許可証の交付を受けた一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者(以下「処理業者」という。)は、当該許可証を亡失又は破損したときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。
(一般廃棄物処理業の許可証の掲示)
- 第28条 処理業者は、事業所の見やすい場所に許可証を掲示しなければならない。
(浄化槽清掃業の許可申請)
- 第29条 浄化槽法第35条第1項の許可に係る申請は、浄化槽清掃業許可申請書(第24号様式)により行わなければならない。
2 前項の規定による申請を行った者は、業務に使用する器具等について、市長が行う検査を受けなければならない。
3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(第25号様式)を交付するものとする。
(浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届)
- 第30条 浄化槽法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届(第26号様式)により行わなければならない。
(浄化槽清掃業廃止等届)
- 第31条 浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃止等届(第27号様式)により行わなければならない。
(浄化槽清掃業の許可証の再交付)
- 第32条 第29条第3項に規定する許可証の交付を受けた浄化槽清掃業者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、当該許可証を亡失又は破損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第28号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。
(業務実績の報告)
- 第33条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、市長の指示するところにより、業務の実績を市長に報告しなければならない。
(処理業者等の遵守義務)
- 第34条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 許可証を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
(2) 自己の名義をもって第三者にその事業をさせないこと。
(3) その他許可証に記載する事項
(許可証の返還等)
- 第35条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
(1) 事業を廃止したとき、又は事業の有効期間が満了したとき。
(2) 事業の許可を取り消されたとき、又は事業の停止処分を受けたとき。
2 市長は、前項第2号の事業の停止処分を解除したときは、返還された許可証を還付するものとする。
(その他)
- 第36条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 付 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第8条から第17条までの規定は、平成5年10月1日から施行する。
2 この規則の施行前に市長に提出された申請書等は、この規則の相当規定に基づく申請書等とみなす。
- 付 則(平成12年3月31日規則第47号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
付 則(平成13年3月1日規則第5号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
付 則(平成13年7月16日規則第29号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成13年12月25日規則第49号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
付 則(平成16年1月15日規則第1号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
付 則(平成16年3月1日規則第5号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
付 則(平成16年3月29日規則第6号抄)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
付 則(平成16年5月17日規則第27号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成16年8月2日規則第34号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成17年2月15日規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成18年3月31日規則第21号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10号様式及び第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
付 則(平成20年3月28日規則第22号)
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条の3の改正規定は、公布の日から、第5条の次に5条を加える改正規定(第10条に係る部分に限る。)、第12条の前に1条を加える改正規定及び付則の次に6様式を加える改正規定(第4様式、第5様式及び第6様式に係る部分に限る。)は、平成20年7月1日から施行する。
2 那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成7年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
付 則(平成23年3月31日規則第20号)
この規則は、平成23年6月1日から施行する。
付 則(平成24年12月28日規則第70号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
付 則(平成27年10月2日規則第38号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5号様式、第7号様式から第14号様式まで及び第16号様式から第28号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
付 則(平成28年3月29日規則第17号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
付 則(平成29年12月28日規則第36号)
この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第19号様式から第21号様式まで及び第25号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
付 則(令和元年9月30日規則第14号)
この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第25号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
付 則(令和2年3月31日規則第26号)
この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)
適正処理困難一般廃棄物

区分	品目の例示
総重量が極めて重いもの又は体積若しくは容積が極めて大きいもの	ボート、屋上タンク、浄化槽、看板、ピアノ、自動車、農業用車両及び機械
圧縮処理又は破砕処理に困難をきたすもの	タイヤ、原動機付自転車、自動二輪車
腐食性、引火性、爆発性、有毒性等により施設を損傷するおそれがあり、作業上危険を生じ、又は安全衛生上支障を生じるもの	バッテリー、消火器、ガスボンベ、火薬類、塗料、廃油、劇薬、農薬、焼却灰
有害物質を含有しているものでその有害性を除去することが困難なもの	ボタン型乾電池

第1号様式(第7条関係)

第1号様式(第7条関係)

(表)

写 真	第 号 資源化物収集運搬禁止行為指導員証 所属 職名 氏名
上記の者は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第7条第1項により規定する資源化物収集運搬禁止行為指導員であることを証明する。	
年 月 日発行 那覇市長 印	

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、過料の処分に係る事務その他の資源化物の収集又は運搬の禁止に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。2 本証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 資源化物収集運搬禁止行為指導員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

[第2号様式\(第8条関係\)](#)

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 様

那覇市長 印

資源化物収集運搬禁止行為是正勧告書

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定に違反している
ので、同条例第23条の3第2項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()

- 2 勧告の内容 市民が一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出し
た資源化物を収集し、又は運搬することを直ちに止め、今後、那覇市廃棄物
の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定を遵守するこ
と。

[第3号様式\(第9条関係\)](#)

第3号様式(第9条関係)

那覇市達 第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 様

那覇市長 印

資源化物収集運搬禁止行為是正命令書

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定に違反している
ので、同条例第23条の4の規定に基づき、次のとおり命じます。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()

2 命令の内容 市民が一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出
した資源化物を収集し、又は運搬することを直ちに止め、今後、那覇市廃
棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定を遵守す
ること。

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処
分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日
から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月
以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができま
す。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、こ
の処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴え
を提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわら
ず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提
起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月
以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、こ
の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[第4号様式\(第10条関係\)](#)

第 号
年 月 日

告知書

住 所
氏名又は名称 様
(法人にあっては代表者の氏名)

那覇市長 印

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の4の規定に違反したの
で、同条例第 条の規定により、 円の過料処分を受けることになります。
この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与します。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()
- (4) 違反行為を行った者(条例第36条の両罰規定を適用する場合)
住所
氏名

2 弁明書の提出期限 平成 年 月 日

3 弁明書の提出先 那覇市環境部 クリーン推進課

4 口頭による弁明

口頭による弁明が認められたときは、次の日時、場所に出頭してください。

- (1) 出頭日時 年 月 日()午前・午後 時 分
- (2) 出頭場所 那覇市環境部 クリーン推進課

注 1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任す
ることができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人
がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。

2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は口頭による弁明の出頭日
時に出頭しないときは、弁明の機会を失います。

年 月 日

弁明書

那 覇 市 長 宛

弁明者 住 所
氏 名

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第10条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

弁明

- 告知書の記載事項に覚えがない。()
- 告知書の記載事項は、誤りがある。()
- その他()

- 注 1 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印してください。
- 2 この様式は、過料処分を告知した場所において弁明書を受領する場合に使用するものとする。

年 月 日

弁明書

那 覇 市 長 宛

弁明者 住 所
氏名又は名称
(法人にあつては代表者の氏名)
代理人 住 所
氏 名

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第10条第2項の規定により、この弁明書を提出します。

1 告知を受けた違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()
- (4) 違反行為を行った者(条例第36条の両罰規定を適用する場合)
住所
氏名

2 弁明の内容

- 注 1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。
- 2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は口頭による弁明の出頭日時に出頭しないときは、弁明の機会を失います。
- 3 弁明者及び代理人の氏名欄には、弁明者若しくは代理人が署名し、又は記名押印してください。
- 4 弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。

第6号様式(第11条関係)

(表)

那覇市達 第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 様
(法人にあつては代表者の氏名)

那覇市長 印

資源化物収集運搬禁止行為過料処分書

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 条の規定により、次のとおり過料に処する。

1 違反の内容

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の4の規定による命令に対する違反

2 上記違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()
- (4) 違反行為を行った者(条例第36条の両罰規定を適用する場合)
住所
氏名

3 過料の額 円

4 弁明書に対する評価

注 過料については、別紙納付書により納付してください。

教示は裏面のとおりに

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式(第12条関係)

第7号様式(第12条関係)

共同住宅建設時の事前協議書	
那覇市長 宛	年 月 日
協議者	住所 氏名 印 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号
那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第24条の規定に基づき、共同住宅の建設時の一般廃棄物の排出方法について事前協議をします。	
建設場所	那覇市
設計者	住所 氏名 電話番号
工事施工者	住所 氏名 電話番号
建物の名称	
収集車両の通行 道路状況	公道 私道 (幅員 m)
ごみの収集方法	1 市で収集 2 許可業者で収集 3 その他
集積場の種類・数	家庭系ごみの集積場 箇所 事業系ごみの集積場 箇所
洗浄設備	有(箇所) 無
建築物の用途	戸
入居予定戸数	戸
建築物の使用開始予定	
添付書類 1 建設場所の見取図 2 集積場の位置図(建物位置、敷地内外の収集車両使用道路図を含む。)	

- 注 1 集積場は、収集車両が安全に収集でき、かつ通行の妨げにならない場所に設置すること。
- 2 店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建物である場合は、家庭系ごみと事業系ごみの集積場を分離すること。

第8号様式(第12条関係)

第8号様式(第12条関係)

様 那覇市長 共同住宅建設時の事前協議済証	第 年 月 日 号 印
年 月 日付で協議のあった共同住宅の建設時の事前協議について、次のとおり調ったことを証します。	
建設場所	那覇市
設計者	住所氏名 電話番号
工事施工者	住所氏名 電話番号
建物の名称	
収集車両の通行道路状況	公道 私道 (幅員 m)
ごみの収集方法	1 市で収集 2 許可業者で収集 3 その他
集積場の種類・数	家庭系ごみの集積場 事業系ごみの集積場 箇所 箇所
洗浄設備	有(箇所) 無
建築物の用途	戸
入居予定戸数	戸
建築物の使用開始予定	

留意事項

- 1 市にごみを収集させる場合は、道路沿いにごみ集積場を設けること。
- 2 入居者に対してごみの正しい出し方三原則(決まったごみを、決まった日に、決まった所に出す。)を厳守させること。
- 3 ごみ集積場の設置者、所有者又は管理者は、ごみ集積場及びその周辺を常に清潔に保ち、悪臭、害虫発生等により利用者の生活環境を損なうことのないよう努め、必要がある場合は、利用者に協力を求めるとともに指導を行うものとする。

第9号様式(第14条関係)

第9号様式(第14条関係)

大規模事業等の一級廃棄物減量化計画書

種類	年及び 処理区分	前 年 実 績 年(1月～12月)				当 年 計 画 年(1月～12月)						
		年間 発生量 (トン) A(=B+C)	区分別処理量		収集運搬業者名 処理業者名又は施設名	資源化率 (%) C/A	年間 発生量 (トン) A(=B+C)	区分別処理量		収集運搬業者名 処理業者名又は施設名	資源化率 (%) C/A	
			廃棄処理(トン) B	資源化(トン) C				廃棄処理(トン) B	資源化(トン) C			
可燃物	1 燃やすごみ											
	2 餅茶(生ごみ)											
資源化物	3 缶											
	4 ビン											
	5 ペットボトル											
	6 古紙類	04紙										
		雑誌・雑紙										
		新聞紙										
7 草・木												
8 その他												
合計												
自己評価(前年実績)		資源化の取組内容				今後の取組(分別・資源化の方法)						
建築物の概要		事業者名(テナント名等)		一般廃棄物管理責任者		廃棄物処理状況						
名称	規模	地上 地下 延面積	階 階 m ²	事務所 社 店舗 社 住居 戸 その他 所	m ²	職名: 氏名:	委託契約書 の有無					
所在地	利用人数	職員 外來者等	人 人	共用部分	m ²	電話:	許可番号					
所有者名	竣工年月	年 月	合計	人		選任年月日	年 月					
							許可証確認					

第10号様式(第14条関係)

第10号様式(第14条関係)

一般廃棄物管理責任者選任・解任届		
	年 月 日	
那覇市長	宛	
	大規模事業所等管理者	
	住 所 氏 名	
	印	
	〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	
	電話番号	
<p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第25条の規定により、大規模事業所等の一般廃棄物管理責任者を次のとおり選任・解任したので届けます。</p>		
事業所又は建築物の所在地	那覇市	
事業所又は建築物の名称		
一般 廃棄物 管理 責任者	選 任	職名等
		氏 名
		電話番号
		選任年月日
	解 任	職名等
		氏 名
		電話番号
		選任年月日
備 考		

第11号様式(第15条関係)

第11号様式(第15条関係)

	第 年 月 日
様	
那覇市長	印
一般廃棄物減量化計画(作成・実施)・ 一般廃棄物管理責任者選任勧告書	
<p>あなたが維持管理している事務所・建築物は、一般廃棄物減量化計画の(作成・実施)・一般廃棄物管理責任者の選任がなされていないので、 年 月 日までに、一般廃棄物減量化計画の(作成・実施)・一般廃棄物管理責任者の選任をするよう、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第26条第1項の規定に基づき勧告します。</p>	

※参考 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例抜すい

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建築物の維持管理について権原を有する者(以下「大規模事業所等の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業所等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理者の選任を指導し、これに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

第12号様式(第16条関係)

第12号様式(第16条関係)

特別管理一般廃棄物処理状況報告書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
 報告者 氏 名 印
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第27条第1項の規定に基づき、年度の特別管理一般廃棄物処理状況について報告します。

事業場の名称					
事業場の所在地	電話番号				
特別管理一般廃棄物管理責任者の氏名					
特別管理一般廃棄物の種類					
月	排出量(kg又はl)	運 搬 受 託 者		処 分 受 託 者	
		氏 名 又 は 名 称	許可番号	氏 名 又 は 名 称	許可番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
合計					

備考 1 この報告書は、前年1月1日から12月31日までに排出した特別管理一般廃棄物について提出すること。
 2 特別管理一般廃棄物の種類ごとに記入すること。

第13号様式(第19条関係)

第13号様式(第19条関係)

<p>一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>一般廃棄物処分等手数料の減額・免除を受けたいので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
一般廃棄物の種類	
種 別	1 減額()割 2 免除
期 間	
理 由	

[第14号様式\(第19条関係\)](#)

第14号様式(第19条関係)

第 年 月 号 日	
様	
那覇市長 印	
一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認書	
年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処分等手数料の減額・免除については、次のとおり承認します。	
一般廃棄物の種類	
種 別	1 減額()割 2 免除
期 間	
理 由	
正規の処分等手数料	円
減額後の手数料	円

[第15号様式\(第22条関係\)](#)

第15号様式(第22条関係)

(表)

写 真	第	号
	所 属 氏 名	年 月 日生
	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第32条第2項の規定による証明書	
	年 月 日	交付(2年間有効)
	那覇市長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例抜すい
(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※法とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいう。

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

第16号様式(第23条関係)

第16号様式(第23条関係)

事業の範囲		事業の内容
		一般廃棄物の種類
事務所の所在地及び電話番号		
事業場の所在地及び電話番号		
事業の用に供する施設の種類及び数量		
積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管の場所の面積及び保管のできる量		
従業員の数		人
業務の区域		
収集運搬量(1月当たり)		t/月
事業開始予定年月日		
添付書類		
<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 収集運搬に使用する車両の自動車検査証の写し、収集運搬車の写真(斜め前方及び斜め後方より写したものでナンバープレートが確認できるものを各一枚)及び機材証明書 3 車庫、積替又は保管場所等の図面及び写真並びに当該施設の付近の見取図 4 事務所及び事業場の付近の見取図 5 申請者が個人の場合には、住民票の写し及び履歴書 6 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の住民票の写し及び履歴書並びに従業員名簿 7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 8 業務実績報告書(許可の更新の場合に限る。) 9 納税証明書(市長が必要と認めるものに限る。) 10 その他市長が必要と認める書類 		

第17号様式(第23条関係)

一般廃棄物処分業許可申請書	
那覇市長	宛
年 月 日	
住所	
申請者 氏名 印	
〔法人にあつては名称〕 及び代表者の氏名	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項(第7項)の規定により、一般廃棄物処分業の許可(許可の更新)を受けたいので次のとおり申請します。	
事業の範囲	事業の内容 一般廃棄物の種類
事務所の所在地及び電話番号	
事業場の所在地及び電話番号	
事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
一般廃棄物処理施設設置許可年月日	
従業員の数	人
処分量 (1月当たり)	t/月
事業開始予定年月日	
添付書類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 運搬施設、保管施設及び処分施設の図面及び写真並びに事務所及び事業場の写真並びに付近の見取図 3 処分(最終処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類、埋立処分を業として行う場合には、当該埋立処分場に係る土地の登記簿(申請者が当該土地の所有権を有しない場合には、申請者が当該土地を使用する権限を有することを証する書類)、技術管理者の設置義務のある事業所についてはその資格証、法第8条第1項に該当する事業所にあつては、その設置許可証 4 申請者が個人の場合には、住民票の写し及び履歴書 5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の住民票の写し及び履歴書並びに従業員名簿 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 7 業務実績報告書(許可の更新の場合に限る。) 8 納税証明書(市長が必要と認めるものに限る。) 9 その他市長が必要と認める書類 	

第18号様式(第23条関係)

<p>一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 印 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕 電話番号</p> <p>一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	
変更の内容	
変更の理由	
変更後の施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)	
変更後の施設の処理方式、構造及び設備の概要	
<p>添付書類</p> <p>1 変更後の事業計画の概要を記載した書類</p> <p>2 その他市長が必要があると認める書類</p>	

[第19号様式\(第25条関係\)](#)

第19号様式(第25条関係)

那覇市指令 第 年 月 日 号					
様					
那覇市長					
一般廃棄物収集運搬業許可証					
年 月 日付けで許可申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。					
事業の範囲	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">事業内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一般廃棄物の種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	事業内容		一般廃棄物の種類	
事業内容					
一般廃棄物の種類					
収集区域					
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで				
許可番号					
許可台数					
許可条件					

[第20号様式\(第25条関係\)](#)

第20号様式(第25条関係)

那覇市指令 第 年 月 日 号	
様 那覇市長 一般廃棄物処分業許可証	
年 月 日付けで許可申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。	
事業の範囲	事業内容
	一般廃棄物の種類
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 番 号	
許 可 条 件	

[第21号様式\(第25条関係\)](#)

第21号様式(第25条関係)

那覇市指令 第 年 月 日 号	
様 那覇市長 一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証	
年 月 日付けで許可申請のあった一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の事業範囲の変更については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。	
変更後の事業の範囲	事業内容
	一般廃棄物の種類
変更後の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可条件	

[第22号様式\(第26条関係\)](#)

第22号様式(第26条関係)

一般廃棄物処理業廃止・変更届 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住所 氏名 印 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号 一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業に係る、全部の廃止・一部の廃止・住所等の変更をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届けます。	
許可の年月日及び許可番号	
廃止又は変更事項	
廃止又は変更の内容	廃止又は変更前
	廃止又は変更後
廃止又は変更の理由	
廃止又は変更の年月日	
添付書類 1 一部廃止又は変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 その他市長が必要があると認める書類	

[第23号様式\(第27条関係\)](#)

第23号様式(第27条関係)

<p>一般廃棄物処理業許可証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 印 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕 電話番号</p> <p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第27条の規定により、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
許可証の種類	
許可の年月日	
許可番号	
理由	1 亡失 2 破損
亡失・破損の年月日及び具体的内容等	
添付書類 破損又は汚損した場合は、破損又は汚損した許可証	

[第24号様式\(第29条関係\)](#)

第24号様式(第29条関係)

浄化槽清掃業許可申請書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
申請者	住所 氏名 印 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号
浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
事務所の所在地及び電話番号	
営業所の所在地及び電話番号	
事業の用に供する施設の概要 (収集運搬車両等)	
器具・器材の種類及び数量	
従 業 員 の 数	
添付書類 1 事業計画の概要を記載した書類 2 収集運搬に使用する車両の自動車検査証の写し、収集運搬車の写真(斜め前方及び斜め後方より写したものでナンバープレートが確認できるものを各1枚)及び機材証明書 3 事務所及び事業場の付近の見取図 4 申請者が個人の場合には、住民票の写し及び履歴書 5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の住民票の写し及び履歴書並びに従業員名簿 6 申請者(環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に規定する浄化槽清掃業の許可申請者をいう。)が、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類 7 申請者が、環境省関係浄化槽法施行規則第11条第4号に該当する浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを記載した書類 8 納税証明書(市長が必要と認めるものに限る。) 9 その他市長が必要と認める書類	

第25号様式(第29条関係)

第25号様式(第29条関係)

那覇市指令 第 年 月 日 号	
様 那覇市長	
浄化槽清掃業許可証	
年 月 日付けで許可申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可します。	
事業の範囲	事業内容
	一般廃棄物の種類
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可番号	
許可台数	
許可条件	

[第26号様式\(第30条関係\)](#)

第26号様式(第30条関係)

浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届 年 月 日		
那覇市長 宛	住 所 申請者 氏 名 印 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号	
年 月 日付けの浄化槽清掃業許可申請の記載事項に変更があつたので、 浄化槽法第37条の規定により、次のとおり届けます		
許可の年月日及び許可番号		
変 更 の 事 項		
変更の内容	変 更 の 前	
	変 更 の 後	
変 更 の 理 由		
変 更 の 年 月 日		
添付書類 1 変更の後の事業計画の概要を記載した書類 2 その他市長が必要があると認める書類		

[第27号様式\(第31条関係\)](#)

第27号様式(第31条関係)

浄化槽清掃業廃止等届	
年 月 日	
那覇市長	宛
申請者	住所 氏名 印 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号
浄化槽法第38条の規定により浄化槽清掃業の廃止等について、次のとおり届けます。	
許可の年月日及び許可番号	
廃止等の事項	
廃止等の年月日	

[第28号様式\(第32条関係\)](#)

<p>浄化槽清掃業許可証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 印 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕 電話番号</p> <p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第32条の規定により、浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
許可証の種類	
許可の年月日	
許可番号	
理由	1 亡失 2 破損
亡失・破損の年月日及び具体的内容等	
添付書類 破損した場合は、破損した許可証	